

STOREE SAISON 利用規約

この規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます)が運営するインターネットサービス「STOREE SAISON」(以下「本サービス」といいます)の利用条件を定めるものです。

第 1 条 (本サービス)

本サービスは、ストアと会員間で商品の売買若しくは役務の提供、又はポイント発行会社と会員間の特定商品のポイント交換に関する取引ができるサービスです。本サービスはストアと会員間の商品の売買若しくは役務の提供、又はポイント発行会社と会員間の特定商品のポイント交換の場・機会を提供するもので、会員は自己の責任により取引を行うものとします。当社はストアと会員間の商品の売買若しくは役務の提供、又はポイント発行会社と会員間の特定商品のポイント交換に関し、責任、権利及び権限は一切有しておらず、一切責任を負いませんので、会員の自己責任において十分ご注意のうえ取引を行ってください。

第 2 条 (定義)

本規約において、以下の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「ストア」とは、本サービスを利用して商品を販売する者をいい、当社が商品を販売する場合の当社を含みます。
- (2) 「商品」とは、ストアが本サービスを利用して販売する商品又は役務をいいます。
- (3) 「ポイント」とは、「永久不減ポイント規約」、「永久不減ポイント規約(セブン CS カードサービス発行クレジットカード会員用)」、「セゾンポイントモール オープン会員規約」、又は当社が認める第三者若しくは当社が提供するポイントに係る規約に基づき付与されるポイントをいいます。
- (4) 「永久不減ポイント」とは、「永久不減ポイント規約」、「永久不減ポイント規約(セブン CS カードサービス発行クレジットカード会員用)」、又は「セゾンポイントモール オープン会員規約」に基づき付与されるポイントをいいます。
- (5) 「ポイント規約」とは、「永久不減ポイント規約」、「永久不減ポイント規約(セブン CS カードサービス発行クレジットカード会員用含みます)」、及び当社が認める第三者又は当社が提供するポイントに係る規約の総称をいいます。
- (6) 「ポイント規約等」とは、ポイント規約及び「セゾンポイントモール オープン会員規約」の総称をいいます。
- (7) 「特定商品」とは、会員が本サービス上でポイントと交換することができる、ポイント発行会社が指定する商品又は役務をいいます。
- (8) 「ポイント発行会社」とは、ポイントを発行している当社又は当社が認める第三者をい

います。

- (9) 「対象カード」とは、ポイント規約に基づきポイントが付与される当社所定のカード又は当社が認める当社が発行するカードをいいます。
- (10) 「ネットサービス」とは、「セゾン Net アンサー」、「アットユーネット」、「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン Net アンサー」、「セゾンポイントモール」又は当社が認める第三者が提供するインターネットサービスをいいます。
- (11) 「ネット会員」とは、ネットサービスの有効な会員をいいます。
- (12) 「ID」とは、会員が本サービスを利用するために必要な ID で、ネットサービスにおいて発行される ID をいいます。
- (13) 「パスワード」とは、会員が本サービスを利用するために必要なパスワードで、ネットサービスにおいて発行されるパスワードをいいます。
- (14) 「永久不滅ウォレット」とは、永久不滅ウォレット規約（以下「ウォレット規約」といいます）に基づき当社が提供するサービスをいいます。
- (15) 「ウォレットポイント」とは、永久不滅ウォレットにおいて利用いただくポイントをいいます。
- (16) 「クーポン」とは、当社が発行する、本サービスで利用可能な優待クーポンをいいます。クーポンは、本サービス内のマイページで確認することができます。
- (17) 「クレジットカード等」とは、クレジットカード、デビットカード、前払式支払手段、又は資金移動業若しくは為替取引を提供するサービスその他の当社が指定する決済手段をいいます。

第 3 条（本規約への同意）

1. 本サービスの会員になろうとする方には、本規約が本サービスの提供及び利用に関する契約条件として適用されることに同意いただきます。本規約をご確認いただき、内容を理解のうえ同意いただいた方のみ、本サービスをご利用いただけます。
2. 本サービスで永久不滅ポイントの利用を希望する場合、第 4 条 3 号に記載する会員は、本規約の他、ウォレット規約にも同意するものとします。
3. 会員が未成年者である場合は、事前に親権者など法定代理人の包括的な同意を得たうえで本サービスを利用しなければなりません。

第 4 条（会員）

会員は、ネット会員のうち次の各号に定める方ご本人に限ります。

- (1) 当社又は当社が認める第三者が発行するセゾンカード（一部のカードを除きます）又は UC カード（一部の法人カード、コーポレートカードを除きます）のうち、対象カードを有効に保有されている会員の方（セゾンカードについては本会員、UC カードについては本人会員に限ります）

- (2) 株式会社セブン CS カードサービスが発行するクラブ・オン／ミレニアムカード セゾンのうち、対象カードを有効に保有されている本会員の方
- (3) セゾンポイントモール オープン会員の方

第 5 条（契約の成立）

1. 本サービスにて商品又は特定商品をご注文いただくと、ご注文の受領確認とご注文内容を記載した E メールを当社から会員へ送付いたします。会員からのご注文は、商品購入又は特定商品の交換についての契約の申込となります。
2. 前項に基づき注文された商品がストアによって発送されたこと又はストアによって商品提供に関する連絡が会員になされたこと等のストアによる契約の承諾をもって、契約が成立するものとします。
3. 第 1 項に基づき注文された特定商品の交換に関する契約の成立条件は、各ポイント規約をご確認ください。
4. 商品又は特定商品が発送された後、当社若しくはストア、又はその両方から会員へ、発送をお知らせする E メールを送付いたします。

第 6 条（キャンセル等）

1. 商品の売買又は役務の提供に関連するキャンセル・返品等のルールについては、ストアが商品毎に定めています。
2. 特定商品の交換に関連するキャンセル・返品等のルールについては、各ポイント規約をご確認ください。

第 7 条（問い合わせ）

1. 商品の売買若しくは役務の提供に関する内容、商品の発送状況、キャンセル、返品その他の関連する内容等に関してはストアに、特定商品の交換に関する内容、特定商品の発送状況、キャンセル、返品その他関連する内容等に関しては、ポイント発行会社にお問い合わせください。
2. 本サービスに関しては、末尾、当社お問い合わせ先にてご確認お願いいたします。

第 8 条（ポイントの利用）

1. 会員は、商品の購入代金の全部又は一部の支払いに、ポイントを利用することができます。
2. 当社は商品毎に、利用いただけるポイントの価値を定めています。
3. 第 4 条 3 号の会員が永久不滅ポイントを利用する場合、自動でポイントがウォレットポイントに交換され、元々保有されているウォレットポイントと合算された後減算されます。

第 9 条 (ポイントの交換)

1. 会員は、ポイントを特定商品と交換することができます。
2. 第 4 条 3 号の会員が永久不滅ポイントと特定商品を交換する場合、自動で永久不滅ポイントがウォレットポイントに交換され、元々保有されているウォレットポイントと合算された後、ウォレットポイントと特定商品が交換されます。
3. 永久不滅ポイント以外のポイントと特定商品を交換する場合、当社は、当該ポイント発行会社の代わりに以下の各号に定める交換業務を行い、その他の交換業務は当該ポイント発行会社にて行われます。
 - (1) 特定商品の交換に関する申込みを受付する業務
 - (2) 前号の申込み情報を当該ポイント発行会社へ連携する業務
 - (3) その他、当社と当該ポイント発行会社が合意のうえ定めた業務

第 10 条 (クーポン)

1. 会員は、当社が指定する商品の購入代金の全部又は一部の支払いに、クーポンを利用することができます。
2. クーポンによって受けられる値引き額、その他の利益の額が商品の購入代金を上回る場合でも、当該クーポンと商品の購入代金の差額の返金又は他の商品の購入代金への利用等を請求することはできないものとします。
3. 会員は、クーポンを利用せずに商品の購入代金の支払いを完了した場合、当社またはストアに対してクーポンの利用を請求することはできません。
4. 本条に定める以外にも、クーポンには利用ルールが定められる場合があります。この場合、会員は、当該利用ルールを遵守するものとします。

第 11 条 (ID による支払)

1. 本サービスでは、ネットサービスのうち、「セゾン Net アンサー」、「アットユーネット」、「クラブ・オン／ミレニアムカード セゾン Net アンサー」、又は当社が認める第三者が提供するインターネットサービスの ID に紐づくクレジットカードの番号、有効期限が ID に紐づいて自動登録されます。
2. 本サービスでは、セゾンポイントモール オープン会員の方は、ID にクレジットカード等の番号、有効期限、セキュリティコードを紐づけて登録することができます。
3. ID に、クレジットカード等の番号等の紐づけがされている会員は、当社が入力された ID 及びパスワードの一致を確認することで、商品の購入代金の支払いの際、クレジットカード等の番号等を入力することなく、当該クレジットカード等による支払いを行うことができます。

す)

- (5) 本サービスを第三者に対し有償、無償問わず、配布、再使用許諾その他の方法で使用させ、又は再許諾権の設定もしくは担保に供する行為をすること
- (6) 上記のほか、当社の知的財産権を含む法的権利を侵害する行為又はそれらのおそれのある行為をすること
- (7) 本サービスを利用する地位又は権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、賃貸、質入れ、担保設定その他の処分をすること
- (8) 上記各号のほか、本規約に違反すること、又は公序良俗に反することもしくはそれらのおそれのあること
- (9) その他本サービス又は本サービスの運営において当社が不相当と合理的に判断し、かつ、当社が禁止する旨を会員に通知し又は公表したこと

第 16 条 (停止等)

会員は、本サービス又はネットサービス等の保守、更新等のため、当社が本サービスの全部又は一部を停止することがあることを予め異議なく承諾します。なお、緊急時の停止を除き、当社は、本サービスの停止につき、事前に当社所定の方法によりお知らせします。

第 17 条 (免責)

1. 当社は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの障害、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により会員に生じた損害について、一切責任を負いません。
2. 当社は、ストアと会員間の商品の売買又は役務の提供に関する取引及び商品の内容や品質等には一切関与しません。会員は、当社がストアと会員間の商品の売買又は役務の提供に関する取引及び商品の内容や品質等に関して一切責任を負わないこと、第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決すること、及び当社が損害(弁護士費用を含みます)を被ったときにはその損害を賠償することにあらかじめ同意します。ただし、当社に故意または重過失がある場合は、この限りではないものとします。

第 18 条 (権利関係)

本サービスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、当社その他権利を有する第三者に帰属します。

第 19 条 (利用停止及び権利喪失)

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、会員による本サービスの利用を停止又は本サービスの利用に関する一切の権利を喪失させることができるものとしま

す。

- (1) 本規約の定めに違反した場合又は違反している虞がある場合。
 - (2) ネットサービスの利用が停止された場合。
 - (3) ポイント規約等の定めによりポイントを喪失した場合、ポイントプログラムの利用を停止された場合又は対象カードの利用を停止された場合。
 - (4) 第4条3号の会員において、永久不滅ウォレットの利用が停止された場合又は会員資格を喪失した場合。
2. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、会員は、本サービスの利用に関する一切の権利を喪失するものとします。
 - (1) 対象カードの会員資格を喪失した場合。
 - (2) ネットサービスの会員資格を喪失した場合。
 - (3) ポイントの会員資格を喪失した場合。
 3. 前各項により会員に損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。

第20条（存続条項）

会員が会員資格を喪失した後においても、第19条第3項、第21条、本条及び第23条の規定は引き続き効力を有するものとします。

第21条（損害賠償）

1. 本サービスの利用に関して会員が第三者に損害を与えた場合、会員は、自らの責任と負担においてそれを解決し、当社に損害を与えないものとします。
2. 会員による本規約の違反又は違法行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、会員に対して賠償を請求することができます。
3. 本規約又は本サービスに関して、会員に損害が生じた場合でも、それが当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。

なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意又は重過失に基づく債務不履行又は不法行為により会員に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。

第22条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を本サービス (<https://storee.saisoncard.co.jp/shop/pages/terms.aspx>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、

あらかじめ本サービスへの掲載等を行うものとします。

- (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を本サービス (<https://storee.saisoncard.co.jp/shop/pages/terms.aspx>) において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第 23 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約に関する会員と当社との間の訴訟については、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（その他）

本規約に定めのない事項については、ネットサービス規約、ポイント規約等、ウォレット規約及び「個人情報の取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」の定めるところによります。

（問い合わせ先）

本サービスに関するお問い合わせにつきましては、下記のカスタマーサポートページにてご確認お願いいたします。

（セゾンカードをお持ちの方）

・ <https://www.saisoncard.co.jp/customer-support/>

（UC カードをお持ちの方）

・ <https://www2.uccard.co.jp/cs/customer-support/>

（(株) セブン CS カードサービス発行のクレジットカード会員の方）

・ <https://www.7cs-card.jp/qa/>

（セゾンポイントモール オープン会員の方）

・ <https://www.saisoncard.co.jp/customer-support/>

以上

附則

2019年12月17日制定

2020年3月3日改定

2020年11月17日改定

2021年10月11日改定

2022年4月7日改定

2022年7月15日改定

2023年4月3日改定

2024年7月1日改定

2025年2月26日改定